

令和2年度

長野県農業再生協議会 通常総会資料

【 協議事項 】

第1号議案 長野県農業再生協議会の規約改定（案）について

第2号議案 長野県農業再生協議会の役員選任（案）について

第3号議案 令和元年度長野県農業再生協議会事業報告（案）について

第4号議案 令和元年度長野県農業再生協議会決算報告（案）について

【第1号議案】 長野県農業再生協議会の規約改定（案）について

長野県農業再生協議会規約について、下記理由により改定する必要性が生じたので提案する。改訂内容については、別添新旧対照表のとおり。

1 変更理由

(1) 野生鳥獣被害対策部会の削除

同部会の設置目的であった「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金の運営管理」において、同対策事業は既に廃止され、事業に関する証拠書類等の保存年限が令和2年3月末をもって終了したことにより、同部会を存続する必要がなくなった。

また、同部会については、近年の活動実績がないこと及び、今後の活動予定がないことから、同部会を廃止し、規約の関連規定及び別表1、2、3の構成機関名簿から関連団体名を削除する。

(2) 実施事業の現行内容に改定

規約第4条に規定した事業について、国において廃止又は改編された事業名を削除・修正し、現行にあった内容に改定する。

また、合わせて関連規定も改定する

長野県農業再生協議会規約改定 新旧対照表

改正案	現行
<p>長野県農業再生協議会規約</p> <p>平成16年3月18日 制定 平成23年3月24日 一部改正 平成23年9月21日 一部改正 平成25年3月8日 一部改正 平成25年5月29日 一部改正 平成26年2月27日 一部改正 平成27年2月12日 一部改正 平成29年3月22日 一部改正 平成30年3月22日 一部改正 平成30年11月8日 一部改正 令和2年〇月〇日 一部改正</p>	<p>長野県農業再生協議会規約</p> <p>平成16年3月18日 制定 平成23年3月24日 一部改正 平成23年9月21日 一部改正 平成25年3月8日 一部改正 平成25年5月29日 一部改正 平成26年2月27日 一部改正 平成27年2月12日 一部改正 平成29年3月22日 一部改正 平成30年3月22日 一部改正 平成30年11月8日 一部改正</p>
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(事業)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(事業)</p>
<p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>う。</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。</p> <p>(2) 対象作物の生産数量目安値の設定に関すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。</p> <p>(4) 担い手の育成・確保の推進に関すること。</p> <p>(5) 農地の利用集積の推進に関すること。</p>	<p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>う。</p> <p>(1) 経営所得安定対策の推進に関すること。</p> <p>(2) 対象作物の生産数量目安値の設定に関すること。</p> <p>(3) 規模拡大交付金の推進に関すること。</p> <p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。</p> <p>(5) 担い手の育成・確保の推進に関すること。</p> <p>(6) 農地の利用集積の推進に関すること。</p>

【第1号議案】

改正案	現行
<p><u>(6)</u> 耕作放棄地の再生利用の推進に関すること。 (削除)</p> <p><u>(7)</u> 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理に関すること。 (削除)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(8)</u> 中山間地域の農業農村振興に関すること</p> <p><u>(9)</u> その他前条の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>2 県協議会は、前項に関する業務の一部を委託して実施することができる。</p>	<p><u>(7)</u> 耕作放棄地の再生利用の推進に関すること。</p> <p><u>(8)</u> 経営構造対策事業等の支援に関すること。</p> <p><u>(9)</u> 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理に関すること。</p> <p><u>(10)</u> 大豆・麦等生産体制緊急整備事業、攻めの農業実践緊急対策事業及び稲作農業の体質強化緊急対策事業の推進に関すること。</p> <p><u>(11)</u> 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金の運営管理に関すること。</p> <p><u>(12)</u> 中山間地域の農業農村振興に関すること</p> <p><u>(13)</u> その他前条の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>2 県協議会は、前項に関する業務の一部を委託して実施することができる。</p>
<p>第2章～第4章 略</p> <p>第5章 部会</p> <p>(部会の構成等)</p>	<p>第2章～第4章 略</p> <p>第5章 部会</p> <p>(部会の構成等)</p>
<p>第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、米・戦略作物部会、担い手・農地部会(削除)及び中山間地農業振興部会を置く。</p> <p>2～5 略</p> <p>(部会の権能)</p>	<p>第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、米・戦略作物部会、担い手・農地部会、野生鳥獣被害対策部会及び中山間地農業振興部会を置く。</p> <p>2～5 略</p> <p>(部会の権能)</p>
<p>第21条 米・戦略作物部会は総会の決定に基づき、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 経営所得安定対策の推進に関すること。 (削除)</p> <p><u>(2)</u> 集落営農の法人化支援の実施に関すること。 (削除)</p> <p><u>(3)</u> その他第3条の目的を達成するために必要なこと。</p>	<p>第21条 米・戦略作物部会は総会の決定に基づき、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 経営所得安定対策の推進に関すること。</p> <p><u>(2)</u> 規模拡大交付金の推進に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 集落営農の法人化支援の実施に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 大豆・麦等生産体制緊急整備事業、攻めの農業実践緊急対策事業及び稲作農業の体質強化緊急対策事業の推進に関すること。</p> <p><u>(5)</u> その他第3条の目的を達成するために必要なこと。</p>

【第1号議案】

改正案	現行
<p>2～3 略</p>	<p>2～3 略</p>
<p>4 担い手・農地部会は総会の決定に基づき、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 担い手の育成・確保の推進に関すること。</p> <p>(2) 農地の利用集積の推進に関すること。</p> <p>(3) 耕作放棄地の再生利用の推進に関すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理に関すること。</p> <p>(5) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>(削除)</p>	<p>4 担い手・農地部会は総会の決定に基づき、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 担い手の育成・確保の推進に関すること。</p> <p>(2) 農地の利用集積の推進に関すること。</p> <p>(3) 耕作放棄地の再生利用の推進に関すること。</p> <p>(4) 経営構造対策事業等の支援に関すること。</p> <p>(5) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理に関すること。</p> <p>(6) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>5 野生鳥獣被害対策部会は総会の決定に基づき、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金の運営管理に関すること。</p> <p>(2) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。</p>
<p>5 中山間地農業振興部会は総会の決定に基づき、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 中山間地農業ルネサンス事業等の推進に関すること。</p> <p>(2) 中山間地農業の活性化に関すること。</p> <p>(3) 中山間地域のコミュニティの活性化強化に関すること。</p> <p>(4) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>6 部会に係る総会に付議すべき事項は、各部会の決定を経るものとする。</p> <p>第22条～第25条 略</p> <p>第7～8章 略</p>	<p>6 中山間地農業振興部会は総会の決定に基づき、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 中山間地農業ルネサンス事業等の推進に関すること。</p> <p>(2) 中山間地農業の活性化に関すること。</p> <p>(3) 中山間地域のコミュニティの活性化強化に関すること。</p> <p>(4) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>7 部会に係る総会に付議すべき事項は、各部会の決定を経るものとする。</p> <p>第22条～第25条 略</p> <p>第7～8章 略</p>

改正案

第9章 県協議会地方部

第35条 略

(地方部の権能)

第36条 地方部は、次の各号に掲げる事項を執行する。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務
- (2) 米の需給調整の推進に係る事務

(削除)

- (3) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務
- (4) 担い手の育成・確保の推進に係る事務
- (5) 農地の利用集積の推進に係る事務
- (6) 耕作放棄地の再生利用の推進に係る事務

(削除)

(削除)

(削除)

- (7) 中山間地域の農業振興に係る事務

- (8) その他第3条の目的を達成するために必要な事務

2 略

第10章 略

附 則

1～14略

15 この規約は、令和2年〇月〇日から施行する。

現 行

第9章 県協議会地方部

第35条 略

(地方部の権能)

第36条 地方部は、次の各号に掲げる事項を執行する。

- (1) 経営所得安定対策の推進に係る事務
- (2) 米の需給調整の推進に係る事務
- (3) 規模拡大交付金の推進に係る事務
- (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務
- (5) 担い手の育成・確保の推進に係る事務
- (6) 農地の利用集積の推進に係る事務
- (7) 耕作放棄地の再生利用の推進に係る事務
- (8) 経営構造対策事業等の支援に係る事務

(9) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業、攻めの農業実践緊急対策事業及び

稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る事務

- (10) 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金に係る事務

- (11) 中山間地域の農業振興に係る事務

- (12) その他第3条の目的を達成するために必要な事務

2 略

第10章 略

附 則

1～14略

【第1号議案】

改正案

現行

別表1

長野県農業再生協議会会員

長野県農業再生協議会会員

会員の名称		会員の名称	
学識経験者		学識経験者	
長野県	農政部長 (削除)	長野県	農政部長 林務部長
長野県農業協同組合中央会	専務理事	長野県農業協同組合中央会	専務理事
全国農業協同組合連合会長野県本部	副本部長	全国農業協同組合連合会長野県本部	副本部長
長野県信用農業協同組合連合会	常務理事	長野県信用農業協同組合連合会	常務理事
長野県食糧集荷協同組合	理事長	長野県食糧集荷協同組合	理事長
長野県市長会	事務局長	長野県市長会	事務局長
長野県町村会	事務局長	長野県町村会	事務局長
一般社団法人 長野県農業会議	専務理事兼事務局長	一般社団法人 長野県農業会議	専務理事兼事務局長
長野県農業共済組合	常務理事	長野県農業共済組合	常務理事
長野県土地改良事業団体連合会	常務理事	長野県土地改良事業団体連合会	常務理事
一般社団法人 長野県原種センター	専務理事	一般社団法人 長野県原種センター	専務理事
公益財団法人 長野県農業開発公社	理事長	公益財団法人 長野県農業開発公社	理事長
公益社団法人 長野県農業担い手育成基金	専務理事	公益社団法人 長野県農業担い手育成基金	専務理事
株式会社 日本政策金融公庫長野支店	支店長	株式会社 日本政策金融公庫長野支店	支店長
信州水田農業経営者会議	会長	信州水田農業経営者会議	会長
長野県農業経営者協会	会長	長野県農業経営者協会	会長
長野県農業士協会	会長	長野県農業士協会	会長
(削除)		長野県森林組合連合会	代表理事専務

オプザーバ		附名	
関東農政局長野県拠点		関東農政局長野県拠点	地方参事官

別表1

長野県農業再生協議会会員

会員の名称		会員の名称	
学識経験者		学識経験者	
長野県		長野県	農政部長 林務部長
長野県農業協同組合中央会		長野県農業協同組合中央会	専務理事
全国農業協同組合連合会長野県本部		全国農業協同組合連合会長野県本部	副本部長
長野県信用農業協同組合連合会		長野県信用農業協同組合連合会	常務理事
長野県食糧集荷協同組合		長野県食糧集荷協同組合	理事長
長野県市長会		長野県市長会	事務局長
長野県町村会		長野県町村会	事務局長
一般社団法人 長野県農業会議		一般社団法人 長野県農業会議	専務理事兼事務局長
長野県農業共済組合		長野県農業共済組合	常務理事
長野県土地改良事業団体連合会		長野県土地改良事業団体連合会	常務理事
一般社団法人 長野県原種センター		一般社団法人 長野県原種センター	専務理事
公益財団法人 長野県農業開発公社		公益財団法人 長野県農業開発公社	理事長
公益社団法人 長野県農業担い手育成基金		公益社団法人 長野県農業担い手育成基金	専務理事
株式会社 日本政策金融公庫長野支店		株式会社 日本政策金融公庫長野支店	支店長
信州水田農業経営者会議		信州水田農業経営者会議	会長
長野県農業経営者協会		長野県農業経営者協会	会長
長野県農業士協会		長野県農業士協会	会長
長野県森林組合連合会		長野県森林組合連合会	代表理事専務

オプザーバ		附名	
関東農政局長野県拠点		関東農政局長野県拠点	地方参事官

【第1号議案】

改正案

別表2

1～2 略
(削除)

現行

別表2

1～2 略

3. 野生鳥獣被害対策部会員

長野県 (林務部)	林務部長
長野県森林組合連合会	専務理事
一般社団法人長野県農業会議	専務理事兼事務局長
長野県農業協同組合中央会	農政広報室長
長野県 (農政部)	農政技監兼農業技術課長
長野県 (林務部)	鳥獣対策・シビ工振興室長

一般社団法人 長野県猟友会	会長

3 中山間地農業振興部会
表略

4 中山間地農業振興部会
表略

【第1号議案】

改正案

現行

別表3

長野県農業再生協議会事務局

長野県農業再生協議会事務局

事務局員の名前	協議会事務局 職名	部会		
		米・野菜 作物部会	担い手 部会	中山間地 振興部会
長野県農政部 農業技術課	農業技術課長	○		
	企画幹兼 環境農業係長	○		
	(削除)			
	課長補佐兼 農産振興係長	○		
	農産振興係 担当係長	○		
	農産振興係係員	○	○	○
	主任専門技術員		○	○
	副主任 専門技術員		○	○
	企画幹兼 企画係長	○		○
	企画係係員	○		
長野県農政部 園芸畜産係	課長補佐兼 野菜・特産係長			○
	課長補佐兼 畜産振興係長	○		○
	畜産振興係係員	○		

事務局員の名前	協議会事務局 職名	部会		
		米・野菜 作物部会	担い手 部会	中山間地 振興部会
長野県農政部 農業技術課	農政技監兼 農業技術課長	○		○
	企画幹兼 環境農業係長	○		○
	環境農業係係員			○
	課長補佐兼 農産振興係長	○		
	農産振興係 担当係長	○		
	農産振興係係員	○	○	○
	主任専門技術員		○	○
	副主任 専門技術員		○	○
	企画幹兼 企画係長	○		○
	企画係係員	○		
長野県農政部 園芸畜産係	課長補佐兼 野菜・特産係長			○
	課長補佐兼 畜産振興係長	○		○
	畜産振興係係員	○		

【第1号議案】

改正案				現行			
長野県農政部 農地整備課	企画幹兼農地・ 水保全係長	○	○	長野県農政部 農地整備課	企画幹兼農地・ 水保全係長	○	○
長野県農政部 農村振興課	企画幹兼課長補 佐兼中山間農村 係長	(削除)	○	長野県農政部 農村振興課	課長補佐兼 中山間農村係長	○	○
	中山間農村係 係員	○	○		中山間農村係 係員	○	○
	企画幹兼 担い手育成係長	○	○		企画幹兼 担い手育成係長	○	○
	担い手育成係 係員	○	○		担い手育成係 係員	○	○
	課長補佐兼 地域営農係長	○	○		課長補佐兼 地域営農係長	○	○
	地域営農係員	○	○		地域営農係員	○	○
(削除)				林務部森林づくり推 進課鳥獣対策・ジビエ 振興室	室長 企画幹兼課長補 佐鳥獣保護管理 係長	○	○
長野県農業協同組合 中央会	営農支援室長	○	○	長野県農業協同組合 中央会	営農支援室長	○	○
	営農支援室次長	○	○		営農支援室次長	○	○
	営農支援室担当	○	○		営農支援室担当	○	○
	農政広報室次長		○		農政広報室次長	○	○

【第1号議案】

改正案			現行		
全国農業協同組合連 合会長野県本部	畜産酪農部長 生産販売部 米穀課長	○	畜産酪農部長 生産販売部米穀 課副部長兼米穀 課長	○	
長野県食糧集荷協同 組合	生産販売部 米穀課長代理 常務理事	○	生産販売部 米穀課長代理 常務理事	○	
(公財)長野県農業開 発公社	中間管理部長	○	中間管理部長	○	○
(一社)長野県農業会 議	農政・農地部長 農政・農地部 農地利用最適化 推進担当部長 参事兼担い手・経 営・年金部長	○	農政・農地部長 (新設) 担い手・経営・ 年金部長	○	○
長野県土地改良事業 団体連合会	本部事務局 土地改良支援室 長	○	本部事務局 土地改良支援室 長	○	
長野県農業再生 協議会	(削除) 経営構造 コンダクター 担当	○	本部事務局 技術係長 経営構造 コンダクター 担当	○	
(削除)		○	参事兼 指導利用部長	○	○

【第2号議案】 長野県農業再生協議会の役員選任（案）について

令和2年4月1日付けの長野県の人事異動に伴い、長野県農業再生協議会の役員に欠員が生じた。このため規約第7条第1項の規定により、以下のとおり選任を行う。

長野県農業再生協議会 役員(案)

役員	氏名	備考
会長	伊藤 洋人	長野県農政部長

【参考】 役員を選任等に関する規程について

長野県農業再生協議会規約 (抜粋)

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 前項の役員は、第5条第1項に規定する会員の代表者の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は県協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(総会の種類等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 5 会長は、軽易な事項又は急施を要する事項については、書面又は持ち回りの方法により全会員の賛否を求め、会員現在数の過半数の同意をもって総会の議決に代えることができる。

第3号議案

令和元年度 長野県農業再生協議会 事業報告(案)

1 事業概要

国は、農林水産業を成長産業にするため、攻めの農業を展開する基盤づくりと担い手への農地集積・集約化及び農林水産物・食品の高付加価値化を推進するとともに、水田のフル活用や経営所得安定対策を実施している。また、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するため、良好な景観を形成している農村が、構造改革が進む中でも多面的機能を維持・発揮できるようにする取組を進めている。

本県では、平成30年度からスタートした「第3期長野県食と農業農村振興計画」において、次代の長野県農業・農村を担う者に、農地や技術、郷土食、農村文化、農村景観などを確実に“つなぐ”とともに、農業・農村の魅力を向上させるため、「次代へつなぐ信州農業」、「消費者とつながる信州の食」、「人と人がつながる信州の農村」の3本柱で政策を展開しているところである。

これらの状況を踏まえ、当協議会においては、国や県の施策を積極的に活用して、主食用米の適正生産や水田農業の体質強化をはじめ、中核的経営者の育成や農地の集積・集約化の推進、耕作放棄地の再生活用等による地域農業の構造改革を図るとともに、中山間地の農業・農村振興に向け、関係者が一丸となって取り組んできた。

(1) 総会

期 日	会 場	協 議 事 項 等
令和元年 5月31日	J A長野県ビル 12C会議室	<ul style="list-style-type: none">・役員改選について・平成30年度 事業報告について・平成30年度 収支決算報告について
令和2年 3月18日	J A長野県ビル 12C会議室	<ul style="list-style-type: none">・令和元年度 事業実施状況等について・令和2年度 事業計画(案)について・令和2年度 一般会計及び特別会計収支予算(案)について・令和2年度 担い手・農地部会の借入金の最高限度額及び借入先(案)について・令和2年度水田フル活用ビジョン(案)について

2 米・戦略作物部会

(1) 主食用米の需要に見合った適正生産及び水田フル活用の推進

① 米・戦略作物部会の開催

期日	会場	協議事項等
令和元年 5月31日	J A長野県ビル 12C会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の選任について ・ 平成30年度 事業報告について ・ 平成30年度 収支決算報告について
令和元年 12月12日	J A長野県ビル 特別会議室Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年産米の生産調整の実施状況について ・ 令和2年度の米政策の推進について ・ 主食用米の需要に見合った適正生産及び水田フル活用の推進について ・ 令和2年産主食用米の生産数量目安値の提示について 等
令和2年 3月18日	J A長野県ビル 12C会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度 事業実施状況等について ・ 令和2年度 事業計画(案)について ・ 令和2年度 収支予算(案)について ・ 令和2年度産地交付金の助成内容等(案)について

② 制度説明会等の開催

会議等名称	期日	会場	協議事項等
米政策に係る 市町村・J A等 担当者会議	令和元年 9月18日	安曇野スイス村 サンモリッツ 大ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要に応じた主食用米の適正生産について ・ 水田農業の体質強化の取組について ・ 生産数量目安値の算定ルールについて 等
米政策推進会議	令和元年 12月12日	J A長野県ビル 特別会議室Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年産米の生産調整の実施状況について ・ 令和2年度の米政策の推進について ・ 主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進について ・ 令和2年産主食用米の生産数量目安値の提示について 等
令和2年 水田農業経営所得 安定対策等推進 研修会	令和2年 1月30日	安曇野スイス村 サンモリッツ 大ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度の米政策の推進について ・ 水田トリプルアップ運動の概要について ・ 令和2年度水田活用の直接支払交付金の活用について ・ 水田農業の複合化の今後の取組について 等

③ 主食用米の生産数量目安値の設定と目安値に沿った適正生産の推進

ア 令和元年産米の生産数量目安値及び生産調整の実施状況

区分	主食用米の 生産数量目安 値(t) ①	①を換算した 作付目安面積 (ha) ②	地域間調整実 施後の作付目 安面積(ha) ③	作付実施面積 (ha) ④	作付オーバー (ha) ⑤=④-③
県計	193,417	31,311	31,250	30,634	▲615

注) ⑤は、③、④の面積の四捨五入の関係で一致しない

イ 令和2年産米の生産数量目安値の提示

区分	主食用米の生産 数量目安値(t)	①を換算した 作付面積(ha)
県計	191,335	30,979

④ 未達成地域協議会における「行動計画」の策定、実行による作付オーバーの解消
未達成地域協議会に「米の生産数量目標の達成に向けた行動計画」を策定していただき、米の作付オーバーの解消に向け支援を行った。

⑤ 地域間調整により目安値を100%活用した主食用米生産の推進
「受け手」1JA（佐久浅間）
「出し手」6JA（長野八ヶ岳、信州うえだ、信州諏訪、みなみ信州、木曾、大北） 総数 2,123t

⑥ 適正生産に向けた啓発用チラシ等の作成・配布

名称	作成部数	配布時期
経営所得安定対策と米政策	4,670部	3月5日
米政策に係る生産者向け啓発チラシ	182,600部	1月15日

⑦ 水田フル活用ビジョンの策定・推進

県及び全ての地域農業再生協議会において水田フル活用ビジョンを策定し、地域振興作物の作付拡大による特色ある産地づくりに向けて、産地交付金による作付誘導を推進した。

(2) 経営所得安定対策等の加入状況

※数値は申請時点(令和元年度:R1.9.30 農林水産省公表、平成30年度:H30.9.28 農林水産省公表)

① 交付金別作付申請件数及び面積

区分	水田活用の 直接支払交付金	畑作物の 直接支払交付金	備考
H30年度	11,184件 6,899ha	1,173件 7,768ha	水田活用及び畑作物の直接支払交付金の 作物別作付申請面積の内訳は②、③のと おり
R1年度	10,943件 6,900ha	1,146件 7,911ha	
対前年比較	▲241件 1ha	▲27件 143ha	

② 水田活用の直接支払交付金の作物別作付申請面積 (単位:ha)

区分	麦	大豆	飼料 作物	WCS 用稲	米粉用 米	飼料用 米	加工用 米	そば	なたね	新市場 開拓用米
H30年度	2,320	552	538	240	23	267	745	2,152	1	61
R1年度	2,358	522	511	216	23	235	747	2,220	0	68
比較	38	▲30	▲27	▲24	0	▲32	2	68	▲1	7

③ 畑作物の直接支払交付金の作物別作付申請面積

(単位:ha)

区分	麦	大豆	そば	なたね
H30年度	2,539	1,557	3,656	16
R1年度	2,606	1,567	3,728	10
比較	67	10	72	▲6

④ 収入減少影響緩和対策の申請状況

(単位:件、ha)

区分	件数	申請面積			
		計	米	麦	大豆
H30年度	1,345	14,054	10,343	2,373	1,338
R1年度	1,206	12,555	9,484	2,024	1,047
比較	▲139	▲1,499	▲859	▲349	▲291

(3) 水田農業の体質強化

水田営農の複合化に向けた園芸品目等の導入、県産米の高品質化やオリジナル品種の生産拡大、徹底したコスト削減を進め、競争力・ブランド力・収益力の3つの力を向上させる「水田農業トリプルアップ運動」を関係機関・団体が一丸となって推進することにより、水田農家の所得の確保と経営の発展を図った。

① 水田経営の複合化に向けた研修会等の開催

会議等名称	期日	会場	内容
水田農業複合化推進に関する現地ヒアリング	令和元年 10月29日	JA大北、JAあづみ	・水田農業複合化推進の現状と課題について
	令和元年 10月31日	・JAながの(みゆき) ・JA信州うえだ ・JA佐久浅間	
水田農業複合化推進検討会	令和元年 11月22日	JA長野県総合研修所講堂	・水田農業の複合化に関する事例報告 ・今後の取組についての意見交換

② 麦・大豆等の生産拡大・品質向上に向けた研修会等の開催

会議等名称	期日	会場	内容
麦・大豆・そば生産拡大、品質向上研修会	令和元年 6月3日	県安曇野庁舎及び安曇野市・松本市現地ほ場	・収量、品質向上対策及び新品種の導入検討について
水田農業トリプルアップ研修会	令和2年 1月15～16日	安曇野市三郷公民館	・県オリジナル品種のブランド化及び品質向上・収量安定技術対策について

3 担い手・農地部会（担い手育成・農地利用集積対策）

(1) 人・農地プラン実質化支援

① 人・農地プランの作成・見直し・実践への支援

ア 人・農地プランの実質化推進説明会の開催

期 日	会 場	参加人員	内 容 ・ 講 師 等
7月8日 (月)	安曇野市 安曇野スイス村 「サンモリツ」 中ホール	328	1 説明事項 (1) 人・農地プランの実質化について 農林水産省関東農政局担い手育成課長 北川 愛二郎氏 (2) 長野県における推進方針について 長野県農政部農村振興課課長補佐兼地域営農係長 城取 和茂氏 2 事例報告 (1) 人・農地プランの実質化に向けた関係機関の取り組み 南信州農業改良普及センター 専門幹兼地域第一係長 増田 達氏

イ 地域振興局支援チームとの連携

○人・農地プランの実質化に係る地区別検討会の開催

期 日	検 討 内 容	開 催 場 所	参 集 者
第1回 (8/7~9/5)	・実質化への取組状況 ・関係機関の連携状況 ・課題と対応	10 地域振興局	現地支援チーム、市町村、 農業委員会
第2回 (1/30~2/21)	・実質化へ向けた具体的な進め方 (アンケート・地図・話し合いによる 将来方針の作成)	9 地域振興局 (15市町村)	〃

②優良事例紹介、情報共有・連携強化

ア 「担い手・農地だより」発行（2回：8・2月）

○第32号：8月31日、第33号：2月29日、各6,700部配布

区分	認定農業者	農業経営セミナー	視点
32号	佐藤文紀（飯田市）	農業経営における働き方改革への対応	農政をめぐる情勢と話題
33号	新井康寛（中野市）	〃	〃

イ 「農業構造政策推進資料」 発刊

3月

ウ ホームページを活用した情報発信

通年

エ 「人・農地プラン見直し（作成）・農地中間管理事業の活用実践マニュアル」の改訂

随時

(2) 中核的経営体等の確保・育成及び経営力向上支援

①農業経営相談所の運営

ア 経営戦略会議の開催及び運営

期 日	内 容	備 考
4月22日(月)	経営戦略決定：6件	出席者 11名
5月23日(木)	経営戦略決定：2件	メール会議
6月10日(月)	経営戦略決定：4件	メール会議
6月24日(月)	経営戦略決定：2件	出席者 13名
7月5日(金)	経営戦略決定：2件	メール会議
7月26日(金)	経営戦略決定：1件	メール会議
8月21日(水)	経営戦略決定：2件	メール会議
10月21日(月)	経営戦略決定：2件	メール会議
11月8日(金)	経営戦略決定：8件	出席者 11名
12月24日(火)	経営戦略決定：1件	メール会議
1月28日(火)	経営戦略決定：1件	メール会議
2月14日(月)	経営戦略決定：1件	メール会議
2月25日(火)	経営戦略決定：5件	出席者 9名
3月6日(金)	経営戦略決定：1件	メール会議

イ 専門家等を含む支援チームの派遣

実施場所 (支援対象)		派遣回数	派遣内容	派遣専門家
佐久	南牧村 (個人)	3回	雇用労力確保対策の指導	山本 亨 (社会保険労務士)
	南牧村 (個人)	1回	雇用労力確保対策の指導	山本 亨 (社会保険労務士)
	南牧村 (法人)	2回	雇用労力確保対策の指導	山本 亨 (社会保険労務士)
	南牧村 (個人)	1回	栽培管理、経営計画等の指導	土屋 梓 (法人協会員)
	佐久市 (個人)	1回	経営改善、法人化の検討	嶋崎 秀樹 (法人協会員)
上田	上田市 (個人)	1回	法人化の検討	有澤 秀幸 (税理士)
	上田市 (法人)	2回	事前診断	美斉津 晃 (中小企業診断士)
経営移譲			有澤 秀幸 (税理士)	
諏訪	原村 (個人)	2回	経営計画の作成指導	城口 権二 (経営コンサルタント)
上伊那	伊那市 (任意団体)	2回	経営計画の検討	鈴木 浩平 (中小企業診断士)
				浦野 正樹 (税理士)
	伊那市 (個人)	4回	法人化の検討	浦野 正樹 (税理士)
	飯島町 (個人)	2回	事前診断	飯森 紀元 (中小企業診断士)
			経営移譲	浦野 正樹 (税理士)
	南箕輪村 (個人)	1回	事前診断	飯森 紀元 (中小企業診断士)
	箕輪町 (個人)	1回	事前診断	飯森 紀元 (中小企業診断士)
駒ヶ根市 (個人)	1回	事前診断	飯森 紀元 (中小企業診断士)	
中川村 (法人)	1回	事前診断	飯森 紀元 (中小企業診断士)	
南信州	松川町 (個人)	3回	経営計画の作成指導	城口 権二 (経営コンサルタント)
	売木村 (法人)	1回	事前診断	内田 英明 (中小企業診断士)
木曾	木祖村 (個人)	2回	経営診断の実施、経営計画の作成指導	城口 権二 (経営コンサルタント)
松本	塩尻市 (個人)	2回	経営計画の作成指導	城口 権二 (経営コンサルタント)
	安曇野市 (法人)	2回	労務管理の指導	福島 公夫 (社会保険労務士)
	安曇野市 (法人)	1回	事前診断	飯森 紀元 (中小企業診断士)
	山形村 (個人)	1回	事前診断	飯森 紀元 (中小企業診断士)
	松本市 (個人)	1回	事前診断	飯森 紀元 (中小企業診断士)

実施場所 (支援対象)		派遣回数	派遣内容	派遣専門家
松本	塩尻市 (個人)	1回	事前診断	飯森 紀元 (中小企業診断士)
	塩尻市 (個人)	1回	事前診断	飯森 紀元 (中小企業診断士)
北ア	大町市 (法人)	2回	経営診断の実施	内田 英明 (中小企業診断士)
	松川村 (法人)	2回	経営診断の実施	柳沢 智生 (中小企業診断士)
	松川村 (法人)	2回	事前診断	藤巻 雄司 (中小企業診断士)
			経営継承	
小谷村 (法人)	2回	マーケティング戦略の検討	生稻 芳高 (経営コンサルタント)	
長野	須坂市 (個人)	2回	法人化の検討	湯本 敏 (税理士)
	須坂市 (個人)	1回	経営計画の作成指導	飯森 紀元 (中小企業診断士)
	高山村 (個人)	1回	事前診断	藤巻 雄司 (中小企業診断士)
	長野市 (個人)	1回	事前診断	藤巻 雄司 (中小企業診断士)
	長野市 (個人)	1回	事前診断	藤巻 雄司 (中小企業診断士)
北信	木島平村 (個人)	3回	法人化の検討	湯本 敏 (税理士)
	飯山市 (個人)	1回	事前診断	飯森 紀元 (中小企業診断士)
	木島平村 (個人)	1回	事前診断	藤巻 雄司 (中小企業診断士)
	中野市 (個人)	1回	事前診断	藤巻 雄司 (中小企業診断士)
	木島平村 (個人)	1回	事前診断	藤巻 雄司 (中小企業診断士)
計	39経営体	61回		14人

ウ 経営相談会の開催

地域	期日	内容	派遣専門家等
佐久	2月14日(金)	労務管理と事業継承	山本 亨 (社会保険労務士) 藤巻 雄司 (中小企業診断士)
諏訪	1月23日(木)	経営理念と実践内容	鈴木 三千夫 (有)ウッドベルファーム)
	2月25日(火)	雇用管理	山本 亨 (社会保険労務士)
上伊那	3月4日(水)	人材育成	田中 浩二 (株)かまくらや)
南信州	2月5日(水)	農業経営の法人化	羽場 権二 (経営コンサルタント)
松本	1月20日(月)	専門家の業務内容紹介 個別相談	羽場 権二 (経営コンサルタント) 飯盛 紀元 (中小企業診断士) ほか
松本	1月29日(水)	経営改善と経理業務	羽場 権二 (経営コンサルタント)
長野	1月14日(火)	消費税軽減税率制度	大久保 荘司 (税理士)
北信	1月22日(水)	事業継承	宮沢 勇輔 (株)みやじ豚)

エ 農業経営管理能力向上セミナーの開催（財務・税務、労務管理等）

期 日	研修内容・講師等	参加人数
第1回 令和元年 12月12日(木)	「農業の法人化」 講師：長野県農政部農業技術課 副主任専門技術員 高橋 英昭 氏	47
	「農業法人の税務」 講師：税理士法人さくら中央会計 代表社員 税理士 神谷 正紀 氏	
第2回 令和2年 1月17日(金)	「農業経営の労務管理と社会保険制度」 講師：社会保険労務士法人アンカー 代表社員 特定社会保険労務士 山本 亨 氏	39
	「経営計画」 講師：(株)百一姓 代表取締役社長 上級農業経営アドバイザー 羽場 権二 氏	

オ 信州農業トップランナー研修会の開催（雇用力向上、後継人材育成等）

期 日	会 場	参加人員	内 容 ・ 講 師 等
1月28日 (火)	長野市 杉州パーク長野	41	1 研 修 (1) 雇用管理と人材育成について 講師：(株)アグレス 代表取締役 土屋 梓 氏 (2) トヨタ自動車(株)における課題解決への導き方 講師：トヨタ自動車(株)アグリバイオ事業部 石井 義朗 氏 2 情報提供 (1) 農業経営改善に係る支援制度について 長野県農政部農村振興課 鈴木 大 氏

カ 農業経営法人化支援事業（400千円／1団体）

4団体

②地域の実情に沿った経営体の育成支援

ア 集落営農経営発展支援研修会の開催（法人化促進、経営安定対策等）

期 日	会 場	参加人員	内 容 ・ 講 師 等
11月19日 (水)	安曇野市 安曇野スズ村 「サンメリック」 中ホール	96	1 研 修 (1) 集落営農組織の現状と課題 ・長野県農政部農村振興課 脇本 有希 氏 (2) スマート農業の活用による農作業の省力・軽量化 ・長野県農政部農業技術課 西澤 俊樹 氏 2 事例報告 (1) 集落営農組織の法人化について ・(株)ふるさと奈川 総括マネージャー 小林 新蔵 氏 (2) 集落営農組織の再編について ・農事組合法人 池田町ファーム 代表理事 櫻井 義人 氏

イ 企業の農業参入促進研修会の開催

期 日	会 場	参加人員	内 容 ・ 講 師 等
9月19日 (木)	安曇野市 安曇野スズ村 「サンメリック」 中ホール	41	1 研 修 (1) 企業の農業参入の状況と企業の農業参入マニュアルについて ・長野県農政部農村振興課 加藤 憲一 氏 (2) 農地中間管理機構を活用した農業参入について ・長野県農業開発公社(農地中間管理機構) 金岡 孝 氏 2 事例報告 (1) 運送事業者の農業参入について ・アルプス運輸建設株式会社 代表取締役 上嶋 金司 氏 (2) 給食事業者の農業参入について ・株式会社ミールケア 農園長 若狭 謙二 氏 (3) 企業の農業参入に対する行政の取組みについて ・小諸市農林課 農業ブランド振興係長 佐藤 工 氏

③雇用人材の確保支援

農業労働力確保支援研修会の開催(障がい者雇用の推進等)

期 日	会 場	参加人員	内 容 ・ 講 師 等
10月25日 (金)	安曇野市 安曇野スイス村 「サマリッツ」 中ホール	65	1 研修 (1) 農業労働力確保をめぐる情勢について ・ 長野県農政部農村振興課 課長補佐兼地域営農係長 城取 和茂 氏 (2) 農福連携取組報告～福祉分野からの視点～ ・ NPO 法人長野県セルフセンター協議会 農業就労チャレンジコーディネーター 沖村 さやか 氏 (3) 農福連携取組報告～農業分野からの視点～ ・ JA松本ハイランド 考査役 轟 美知子 氏 (4) 増加する外国人材の活用について ・ JA長野県農業労働力支援センター 事務局長 中塚 徹 氏

④女性農業者活動支援事業の実施

農業女子経営力アップ支援事業

事業実施グループ数	事業内容	助成額
10グループ (岡谷豆部、松本農業女子くらら、木花ラボ、 K. Maizon(カゾ)、SHAZ、Nj 北信事業部、ながのMG、 伊那谷農業女子部、南信州hatake*girls、 team 晴耕雨食 green)	販路拡大、マルシェ出店等	790,000円

(3) 農地の有効活用の推進

①中核的経営体への農地の集積・集約化支援

ア 農地流動化検討会の開催

期 日	場 所	内 容
第1回(4/17)	県庁西庁舎	長野県における農地流動化の現状整理
第2回(6/18)	土地改良会館	長野県における人・農地プランの推進方針、実質化推進説明会
第3回(7/30)	県庁西庁舎	人・農地プラン実質化要件の整理及び今後の進め方
第4回(10/17)	JAビル	人・農地プランの実質化に向けた関係機関の取り組み
第5回(12/18)	"	人・農地プランの実質化の状況、地区別検討会の開催
第6回(2/17)	"	地区別検討会の開催状況、実質化に向けた今後の取り組み

イ 農地利用最適化推進担当者研修会の開催(長野県農業会議との共催)

期 日	会 場	参加人員	内 容 ・ 講 師 等
6月4日 (火)	塩尻市 塩尻総合文 化センター 講堂	151	1 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた新たな法制度 (1) 農地中間管理事業法の5年後見直しについて ・ 長野県農政部農村振興課 地域営農係 (2) 所有者不明農地の取り扱いについて ・ 長野県農政部農業政策課 農地調整係 (3) 農作物栽培高度化施設について ・ 長野県農政部農業政策課 農地調整係 2 遊休農地の発生防止と解消 (1) 遊休農地に係る法令事務について ・ 長野県農政部農業政策課 農地調整係 (2) 遊休農地対策の解消に向けた取組について ・ 長野県農政部農村振興課 地域営農係 (3) 農業委員会と農地中間管理機構との連携について ・ (公財)長野県農業開発公社、(一社)長野県農業会議

②遊休農地の発生防止及び再生・活用支援

ア 遊休農地解消月間の設定

8月

イ 遊休農地活用推進研修会の開催

期 日	会 場	参加人員	内 容 ・ 講 師 等
2月12日 (水)	安曇野市 安曇野スズ村 「サンモリツ」 中ホール	105	1 研 修 ○ 長野県における遊休農地対策について ・ 長野県農政部農村振興課 加藤 憲一 氏 ・ 長野県農政部農業政策課 宇都宮 千拓 氏 2 事例報告 ○ 小谷村における遊休農地の活かし方 ・ 小谷村役場観光振興課 農林係長 山田 久志 氏 3 講 演 ○ 「なぜ私は耕作放棄地を再生させるのか」 ・ (株)マイファーム 代表取締役 西辻 一真 氏

(4) 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）の農業者積立金の管理

水田経営所得安定対策の収入減少影響緩和交付金の農業者積立金を関東農政局長野県拠点の指示を受けて管理した。

・ 期首残高（平成31年4月1日）	567,401,305 円
・ 30年産積立金返納額 1,771 件	352,188,684 円
・ 31年産積立金納入額 1,167 件	297,389,307 円
・ 期末残高（令和2年3月31日）	512,601,928 円

(5) 会議等の開催

①総 会

期 日	会 場	協 議 事 項 等
5月31日(金)	JAビル 12C 会議室	・ 平成30年度事業報告、収支決算報告について
3月18日(水)	JAビル 12C 会議室	・ 令和2年度事業計画、収支予算について

②担い手・農地部会

期 日	会 場	協 議 事 項 等
5月21日(火)	JAビル 4B 会議室	・ 総会(決算) 提出議案について ・ 当面する事業の推進について
3月11日(水)	JAビル 4B 会議室	・ 総会(予算) 提出議案について

③事務局員会議

期 日	会 場	協 議 事 項 等
4月24日(水)	JAビル 4A 会議室	・ 30年度事業実施状況・元年度部会活動方針、事業計画、収支予算案・具体的事業計画検討 (長野県農政部農業技術課・同農村振興課・JA 営農センターほか)
10月17日(木)	JAビル 13F 打合せ室	・ 農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動 方針の見直しについて(農地流動化検討会)
12月18日(水)	JAビル 13F 打合せ室	・ 人・農地プランの実質化の状況について等(農地流動化検討会) ・ 担い手・農地だよりの発行計画について ・ 当面の日程
2月17日(月)	JAビル 4B 会議室	・ 総会(予算) 提出議案について ・ 地区別検討会の開催状況について(農地流動化検討会)

④監 査

期 日	会 場	協 議 事 項 等
5月9日(木)	東庁舎 3階 相談室	・内部監査(平成30年度下半期業務及び会計処理状況)
5月24日(金)	JAビル 共通監査室	・平成30年度事業及び会計処理状況
10月29日(火)	JAビル 4B 会議室	・内部監査(平成31年度上半期業務及び会計処理状況)

4 中山間地農業振興部会

1 市町村の将来ビジョンに関する支援関係

実施項目	実施時期	実施場所等
(1) 平成31年度ビジョンの策定支援	平成31年 3月1日認定	73市町村(中山間地のない小布施町、原村、山形村、松川村を除く)
(2) 令和2年度ビジョンの策定支援	令和2年 3月認定予定	73市町村(中山間地のない小布施町、原村、山形村、松川村を除く)

2 地域別農業振興計画に関する支援関係

実施項目	実施時期	実施場所等
(1) 平成31年度計画の策定支援	平成31年 3月1日認定	10地区(全地域振興局、対象77市町村)
(2) 令和2年度計画の策定支援	令和2年 3月認定予定	10地区(全地域振興局、対象77市町村)

3 横断的な課題に対する検討関係

実施項目	実施時期	実施場所等	参加者等
中山間地振興に係るJA長野県グループと長野県の連携打ち合わせ	令和元年8月5日	JA長野県ビル	8名

4 中山間地農業ルネッサンス推進事業に関する支援関係

実施項目	実施時期	実施内容、事業等
(1) 伊那市推進事業	4~3月	<ul style="list-style-type: none"> 伊那市農産物等販売促進活動 やまぶどう新商品生産拡大説明会 入野谷在来種そば復活支援 高遠てんとうなんばん普及支援
(2) 飯島町推進事業	6~2月	<ul style="list-style-type: none"> ドローン農薬散布実験 ドローン操縦講習会開催 ドローン操縦免許取得補助
(3) 長野県推進事業	4~3月	<ul style="list-style-type: none"> ○松本地域 <ul style="list-style-type: none"> 楢川地域おこし農家組合を対象とした伝統野菜「羽淵キウリ」の生産振興 生坂村公社研修生等のぶどう栽培技術習得支援 ○北アルプス地域 <ul style="list-style-type: none"> 陸わさびの生産振興(害虫対策指導・林地新植圃場の土壌分析指導) ○長野地域 <ul style="list-style-type: none"> 先進技術習得のための実践ほ場を設置(ぶどう、りんご) 実践ほ場で先進技術習得講座を開催 技術実践ほ場の生育画像、気象データ等の関連データを配信

第4号議案

令和元年度 長野県農業再生協議会 決算報告

令和元年度 収支決算書(案)

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月31日

収入総額 21,841,475 円
支出総額 21,748,608 円
差引残額 92,867 円(令和2年度へ繰越)

1 収入の部

(単位:円)

科 目	令和元年度 決算額	令和元年度 予算額	増減	備考
補助金	20,971,947	21,299,000	△ 327,053	
委託金	443,376	636,000	△ 192,624	
繰越金	426,152	474,000	△ 47,848	
合 計	21,841,475	22,409,000	△ 567,525	

2 支出の部

(単位:円)

科 目	令和元年度 決算額	令和元年度 予算額	増減	備考
米・戦略作物部会	4,156,603	4,307,000	△ 150,397	
担い手・農地部会	17,592,005	18,102,000	△ 509,995	
合 計	21,748,608	22,409,000	△ 660,392	

※ 各部会会計の詳細は別紙のとおり

令和元年度 収支決算書(案)

自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日収入総額 4,249,470 円
支出総額 4,156,603 円
差引残額 92,867 円(令和2年度へ繰越)

1 収入の部

(単位:円)

科目	令和元年度 決算額	令和元年度 予算額	増減	備考
経営所得安定対策等推進事業	3,857,000	3,857,000	0	
国補助金	3,857,000	3,857,000	0	
繰越金(返還金)	392,470	450,000	△ 57,530	令和元年度経営所得安定対策等推進事業返還金
経営所得安定対策等推進事業	392,470	450,000	△ 57,530	
合計	4,249,470	4,307,000	△ 57,530	

2 支出の部

(単位:円)

科目	令和元年度 決算額	令和元年度 予算額	増減	備考
経営所得安定対策等推進事業	3,764,133	3,857,000	△ 92,867	
県協議会事務費	3,764,133	3,857,000	△ 92,867	
返還金	392,470	450,000	△ 57,530	令和元年度経営所得安定対策等推進事業返還金
経営所得安定対策等推進事業	392,470	450,000	△ 57,530	
合計	4,156,603	4,307,000	△ 150,397	

(担い手・農地部会 一般会計)

令和元年度 一般会計収支決算書(案)

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月31日収入総額 17,592,005 円
支出総額 17,592,005 円
差引残額 0 円(令和2年度へ繰越)

1 収入の部

(単位:円)

科 目			令和元年度 決算額	令和元年度 予算額	増 減	説 明
款	項	目				
1.	補助金		17,114,947	17,442,000	△ 327,053	
	1.地域営農基盤強化総合対策事業		16,318,897	16,642,000	△ 323,103	
		1.担い手育成対策事業補助金	9,387,000	9,387,000	0	地域営農基盤強化総合対策事業(県費補助金)
		2.農業経営者総合サポート事業補助金	6,931,897	7,255,000	△ 323,103	地域営農基盤強化総合対策事業(国庫補助金)
	2 NAGANO農業女子ステップアップ支援事業	1.農業女子経営力アップ支援事業補助金	796,050	800,000	△ 3,950	NAGANO農業女子ステップアップ支援事業(県費補助金)
2.	委託金		443,376	636,000	△ 192,624	
	1.経営所得安定対策費	1.積立金管理事務委託費	443,376	636,000	△ 192,624	収入減少影響緩和交付金管理事務費(国庫委託費)
3.	繰越金	1.繰越金	33,682	24,000	9,682	前年度繰越金
	合 計		17,592,005	18,102,000	△ 509,995	

2 支出の部

(単位:円)

科 目			令和元年度 決算額	令和元年度 予算額	増 減	説 明
款	項	目				
1.	担い手・農地対策事業費		17,114,947	17,442,000	△ 327,053	
	1.地域営農基盤強化総合対策事業		9,387,000	9,387,000	0	(1)研修会の開催 (人・農地プランの実質化推進研修会、集落営農経営発展研修会、農業労働力確保支援研修会、企業の農業参入促進研修会、遊休農地活用推進研修会) (2)担い手情報発行 ほか (県補助事業)
		2.農業経営者総合サポート事業費	6,931,897	7,255,000	△ 323,103	(1)農業経営相談所の設置・運営 (農業経営相談所の設置・運営、農業経営者へのサポート活動、経営相談会等の開催) (2)農業経営法人化等支援補助金 (1,600千円；法人化 4組織 8400千円) (国補助事業)
	2. NAGANO農業女子ステップアップ支援事業	1.農業女子経営力アップ支援事業費	796,050	800,000	△ 3,950	農業女子経営力アップ支援事業補助金 (県補助事業)
2.	経営所得安定対策事業費	1.資金管理費	443,376	636,000	△ 192,624	収入減少影響緩和交付金管理事務費(国委託費)
3.	雑支出	1.雑支出	33,682	24,000	9,682	借入利息等
	合 計		17,592,005	18,102,000	△ 509,995	

監査報告

長野県農業再生協議会規約第31条第1項の規定により、令和元年度事業実施状況及び会計について監査した結果、適正に執行されていたと認める。

令和2年5月21日

長野県農業再生協議会

監事 佐藤 卓治



監事 井上 弘之



長野県農業再生協議会規約

平成16年3月18日 制定
平成23年3月24日 一部改正
平成23年9月21日 一部改正
平成25年3月8日 一部改正
平成25年5月29日 一部改正
平成26年2月27日 一部改正
平成27年2月12日 一部改正
平成29年3月22日 一部改正
平成30年3月22日 一部改正
平成30年11月8日 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、長野県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務局の所在)

第2条 県協議会は、主たる事務局を長野市に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保、鳥獣被害防止緊急捕獲等事業の推進、中山間地の農業農村振興等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策の推進に関する事。
- (2) 対象作物の生産数量目安値の設定に関する事。
- (3) 規模拡大交付金の推進に関する事。
- (4) 集落営農の法人化支援の実施に関する事。
- (5) 担い手の育成・確保の推進に関する事。
- (6) 農地の利用集積の推進に関する事。
- (7) 耕作放棄地の再生利用の推進に関する事。
- (8) 経営構造対策事業等の支援に関する事。
- (9) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理に関する事。
- (10) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業、攻めの農業実践緊急対策事業及び稲作農業の体質強化緊急対策事業の推進に関する事。
- (11) 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金の運営管理に関する事。
- (12) 中山間地域の農業農村振興に関する事
- (13) その他前条の目的を達成するために必要な事。

2 県協議会は、前項に関する業務の一部を委託して実施することができる。

第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、別紙1に掲げる者をもって構成する。

2 会員の他にオブザーバーを置くことができる。

(届出)

第6条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地、代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 前項の役員は、第5条第1項に規定する会員の代表者の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は県協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。

- 2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了または辞任の場合)

第10条 役員は、仕事満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 県協議会は、役員が県協議会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、県協議会は、その総会開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員の仕事)

第12条 役員は、無給とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) 会長が必要と認めたとき。

- 5 会長は、軽易な事項又は急施を要する事項については、書面又は持ち回りの方法により全会員の賛否を求め、会員現在数の過半数の同意をもって総会の議決に代えることができる。

(総会の招集)

- 第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
 - 3 総会の開催に当たっては、透明性をもって公正な議論が行われるよう予めインターネット等を活用して、少なくともその開催の5日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

- 第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
 - 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
 - 4 総会の議事は、第17条に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

- 第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
 - (4) その他県協議会の運営・事業の実施に関する重要な事項。

(特別議決事項)

- 第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- (1) 県協議会規約の変更
 - (2) 県協議会の解散
 - (3) 会員の除名
 - (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

- 第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
 - 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
 - 4 第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 3 議事録は、事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 部会

(部会の構成等)

第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、米・戦略作物部会、担い手・農地部会、野生鳥獣被害対策部会及び中山間地農業振興部会を置く。

- 2 部会は、別紙2に掲げる者をもって構成する。
米・戦略作物部会の構成員には市及び町村の代表者を置くこととし、市長会、町村会の推薦者をもって当てる。
- 3 部会構成員の代表者の中から部会長及び副部会長を互選する。
- 4 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 5 部会構成員の他にオブザーバーを置くことができる。

(部会の権能)

第21条 米・戦略作物部会は総会の決定に基づき、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 経営所得安定対策の推進に関すること。
- (2) 規模拡大交付金の推進に関すること。
- (3) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。
- (4) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業、攻めの農業実践緊急対策事業及び稲作農業の体質強化緊急対策事業の推進に関すること。
- (5) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。
- 2 対象作物の生産数量目安値の算定ルール及び地域協議会別生産数量目安値の設定については、米・戦略作物部会において、協議し決定する。
- 3 前項の決定に当たっては、必要に応じ、学識経験者等の意見を聴くものとする。
- 4 担い手・農地部会は総会の決定に基づき、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 担い手の育成・確保の推進に関すること。
 - (2) 農地の利用集積の推進に関すること。
 - (3) 耕作放棄地の再生利用の推進に関すること。
 - (4) 経営構造対策事業等の支援に関すること。
 - (5) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理に関すること。
 - (6) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。
- 5 野生鳥獣被害対策部会は総会の決定に基づき、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金の運営管理に関すること。
 - (2) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。
- 6 中山間地農業振興部会は総会の決定に基づき、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 中山間地農業ルネッサンス事業等の推進に関すること。
 - (2) 中山間地農業の活性化に関すること。
 - (3) 中山間地域のコミュニティの活性化強化に関すること。
 - (4) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。
- 7 部会に係る総会に付議すべき事項は、各部会の決定を経るものとする。

(経営構造コンダクター等の設置)

第22条 県協議会に、経営構造対策事業等に関連した事業の企画・運営及び経営体の育成・支援のために、経営構造コンダクター、専門アドバイザー及び農業経営コンサルタントを置き、別に定める要領により会長が任免又は委嘱する。

第6章 事務局等

(事務局)

第23条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、別紙3に掲げる者をもって構成する。

- 3 事務局は、各事務の区分ごとに主担当を置く。
- 4 事務局の業務の適正な執行のため事務局長及び副事務局長を置く。
- 5 事務局長及び副事務局長は、第2項の事務局員の中から会長が任命する。
- 6 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。
- 7 部会の業務を執行するため、部会事務局を置く。
- 8 部会事務局は、別紙3に掲げる者をもって構成する。
- 9 部会事務局の業務の適正な執行のため部会事務局長及び部会副事務局長を置く。
- 10 部会事務局長及び部会副事務局長は、第8項の事務局員の中から部会長が任命する。
- 11 事務局員の他にオブザーバーを置くことができる。

(業務の執行)

第24条 県協議会の業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

第25条 県協議会は、主たる事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第26条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第27条 県協議会の経費は、補助金、交付金、負担金、寄付金、受託料及びその他の収入をもって充てる。

(経費の取扱い)

第28条 県協議会の経費の取扱方法は、経費とする補助金等の交付要綱その他関係法令によるほか業務方法書、会計処理規程等で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第29条 県協議会の事務に要する経費は、第27条に掲げる収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第30条 事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第31条

1 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書

- (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
 - 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

第32条 会長は、第30条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、関東農政局長野県拠点地方参事官に提出しなければならない。

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(報告等)

第33条 この規約及び第24条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく関東農政局長に報告し、かつ関東農政局長長野県拠点地方参事官に届出なければならない。

(県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第34条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費又は県費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより国又は長野県にそれぞれ返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 県協議会地方部

(地方部の構成等)

第35条 県協議会の業務を円滑に推進するため、県地域振興局段階に県協議会地方部（以下、「地方部」という。）を置く。

- 2 地方部は、市町村、農業協同組合、県現地機関及び地域の実情に応じて必要な機関・団体等をもって構成する。
- 3 地方部にオブザーバーを置くことができる。
- 4 地方部は、必要に応じて部会を設けることができる。

(地方部の権能)

第36条 地方部は、次の各号に掲げる事項を執行する。

- (1) 経営所得安定対策の推進に係る事務
 - (2) 米の需給調整の推進に係る事務
 - (3) 規模拡大交付金の推進に係る事務
 - (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務
 - (5) 担い手の育成・確保の推進に係る事務
 - (6) 農地の利用集積の推進に係る事務
 - (7) 耕作放棄地の再生利用の推進に係る事務
 - (8) 経営構造対策事業等の支援に係る事務
 - (9) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業、攻めの農業実践緊急対策事業及び稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る事務
 - (10) 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金に係る事務
 - (11) 中山間地域の農業振興に係る事務
 - (12) その他第3条の目的を達成するために必要な事務
- 2 地方部は、次の各号に掲げる事項を協議し決定する。
- (1) 米の需給調整の推進に必要なこと。

(2) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。

第10章 雑則

(細則)

第37条 この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 県協議会は、本協議会に移管した長野県水田農業推進協議会の権利及び義務を承継する。
- 3 別紙1、別紙2及び別紙3の会員の名称等、部会の名称等、事務局構成員の名称等及びオブザーバーの名称等については、構成機関・団体等の組織改正等による変更があった場合、第17条の規定にかかわらず、その都度修正できるものとする。
- 4 この規約は、平成23年9月21日から施行する。
- 5 県協議会は、本協議会に統合することを目的として解散した長野県担い手育成総合支援協議会の権利及び義務を承継する。
- 6 議決事項のうち、行政庁の指示による必要な字句の修正等は会長に一任するものとする。
- 7 この規約は、平成25年3月8日から施行する。
- 8 経営所得安定対策に係る業務は、平成25年5月16日から施行する。
- 9 この規約は、平成25年5月29日から施行する。
- 10 この規約は、平成26年2月27日から施行する。
- 11 この規約は、平成27年2月12日から施行する。
- 12 この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- 13 この規約は、平成30年3月22日から施行する。
- 14 この規約は、平成30年11月8日から施行する。

別紙 1

長野県農業再生協議会会員

会員の名称	会員の代表者の職
学識経験者	
長野県	農政部長
長野県農業協同組合中央会	専務理事
全国農業協同組合連合会長野県本部	副本部長
長野県信用農業協同組合連合会	常務理事
長野県食糧集荷協同組合	理事長
長野県市長会	事務局長
長野県町村会	事務局長
一般社団法人 長野県農業会議	専務理事兼事務局長
長野県農業共済組合	常務理事
長野県土地改良事業団体連合会	専務理事
一般社団法人 長野県原種センター	専務理事
公益財団法人 長野県農業開発公社	理事長
公益社団法人 長野県農業担い手育成基金	専務理事
株式会社 日本政策金融公庫長野支店	支店長
信州水田農業経営者会議	会長
長野県農業経営者協会	会長
長野県農業士協会	会長
長野県森林組合連合会	代表理事専務

オブザーバー	職名
関東農政局長野県拠点	地方参事官

1 米・戦略作物部会員

部会員の名称	職名
学識経験者	
長野県	農政部長
長野県農業協同組合中央会	専務理事
全国農業協同組合連合会長野県本部	副本部長
長野県食糧集荷協同組合	理事長
長野県市長会	事務局長
長野県町村会	事務局長
一般社団法人長野県農業会議	専務理事兼事務局長
長野県農業共済組合	常務理事
一般社団法人長野県原種センター	専務理事
松本市	農政課長
立科町	農林課長
信州水田農業経営者会議	会長
長野県農業経営者協会	会長
長野県農業士協会	副会長

オブザーバー	職名
関東農政局長野県拠点	総括農政推進官
関東農政局長野県拠点	農政業務管理官

2 担い手・農地部会員

部会員の名称	職名
長野県	農村振興課長
一般社団法人長野県農業会議	専務理事兼事務局長
長野県農業協同組合中央会	営農支援室長
長野県信用農業協同組合連合会	農業部長
全国農業協同組合連合会長野県本部	生産振興部長
長野県土地改良事業団体連合会	事務局長
公益財団法人長野県農業開発公社	常務理事兼総務参与
公益社団法人長野県農業担い手育成基金	事務局長
株式会社日本政策金融公庫長野支店	融資課長
長野県農業共済組合	参事
長野県農業経営者協会	副会長
長野県農業再生協議会(担い手・農地部会)	事務局長

3 野生鳥獣被害対策部会員

部会員の名称	職名
長野県（林務部）	林務部長
長野県森林組合連合会	専務理事
一般社団法人長野県農業会議	専務理事兼事務局長
長野県農業協同組合中央会	農政広報室長
長野県（農政部）	農政技監兼農業技術課長
長野県（林務部）	鳥獣対策・ジビエ振興室長

オブザーバー	職名
一般社団法人 長野県猟友会	会長

4 中山間地農業振興部会

部会員の名称	職名
長野県	農村振興課長
一般社団法人長野県農業会議	専務理事兼事務局長
長野県農業協同組合中央会	農政広報室長
長野県信用農業協同組合連合会	農業部長
全国農業協同組合連合会長野県本部	生産振興部長
長野県土地改良事業団体連合会	事務局長
公益財団法人長野県農業開発公社	常務理事兼総務参与
公益社団法人長野県農業担い手育成基金	事務局長
株式会社日本政策金融公庫長野支店	融資課長
長野県農業共済組合	参事
長野県農業経営者協会	副会長

長野県農業再生協議会事務局

事務局構成員の名称	協議会事務局	部会事務局			
	職名	米・戦略作物部会	担い手・農地部会	野生鳥獣被害対策部会	中山間地農業振興部会
長野県農政部 農業技術課	農政技監兼 農業技術課長	○ 〔事務局長〕		○	
	企画幹兼 環境農業係長	○		○ 〔副事務局長〕	
	環境農業係 係員			○	
	課長補佐兼 農産振興係長	○			
	農産振興係 係員	○	○		○
	主任専門技術員		○		○
	副主任専門技術員		○		○
長野県農政部 農業政策課	企画幹兼 企画係長	○			○
	企画係 係員	○			
長野県農政部 園芸畜産課	課長補佐兼 野菜・特産係長				○
	課長補佐兼 畜産振興係長	○			○
	畜産振興係 係員	○			
長野県農政部 農地整備課	企画幹兼 農地・水保全係長		○		○
長野県農政部 農村振興課	課長補佐兼 中山間農村係長		○		○ 〔事務局長〕
	中山間農村係 係員		○		○
	企画幹兼 担い手育成係長		○		
	担い手育成係 係員		○		
	課長補佐兼 地域営農係長		○ 〔副事務局長〕		
	地域営農係 係員		○		
林務部森林づくり推進 課鳥獣対策・ジビエ振 興室	室長			○ 〔事務局長〕	
	企画幹兼課長補佐 鳥獣保護管理係長			○	
	課長補佐兼 鳥獣被害対策係長			○	
	鳥獣被害対策係 係員			○	

事務局構成員の名称	協議会事務局	部会事務局			
	職名	米・戦略 作物部会	担い手・ 農地部会	野生鳥獣被 害対策部会	中山間地農 業振興部会
長野県農業協同組合中央会	営農支援室長	○ (副事務局長)			
	営農支援室次長	○	○		○
	営農支援室 担当	○	○		
	農政広報室次長			○	○
全国農業協同組合連合 会長野県本部	畜産酪農部長	○			
	生産販売部米穀課 副部長兼米穀課長	○			
	生産販売部米穀課 課長代理	○			
長野県食糧集荷協同組 合	常務理事	○			
(公財)長野県農業開発 公社	中間管理部長		○		○
(一社)長野県農業会議	農政・農地部長		○	○	○
	担い手・経営・ 年金部長		○		
長野県土地改良事業団 体連合会	本部事務局 土地改良支援室長		○		
	本部事務局 技術係長		○		
長野県農業再生協議会	経営構造コンダクター		○ (事務局長)		
	担当		○		
長野県森林組合連合会	参事兼 指導利用部長			○	

令和元年度長野県農業再生協議会 会員名簿

会員の名称	会員の代表者		役職
	職名	氏名	
学識経験者	信州大学 教授	春日 重光	
長野県	農政部長	山本 智章	会長
	林務部長	井出 英治	
長野県農業協同組合中央会	専務理事	武重 正史	副会長
全国農業協同組合連合会長野県本部	副本部長	岡村 達雄	
長野県信用農業協同組合連合会	常務理事	佐藤 卓治	監事
長野県食糧集荷協同組合	理事長	小林 孝	
長野県市長会	事務局長	青木 弘	
長野県町村会	事務局長	下里 啓介	
一般社団法人 長野県農業会議	専務理事兼 事務局長	小林 文彦	
長野県農業共済組合	常務理事	井上 弘之	監事
長野県土地改良事業団体連合会	専務理事	赤羽 昭彦	
一般社団法人 長野県原種センター	専務理事	鈴木 秀行	
公益財団法人 長野県農業開発公社	理事長	北原 富裕	
公益社団法人 長野県農業担い手育成基金	専務理事	武重 正史	
株式会社 日本政策金融公庫長野支店	支店長	平田 浩幸	
信州水田農業経営者会議	会長	高橋 義三	
長野県農業経営者協会	会長	武田 昭彦	
長野県農業士協会	会長	荻原 昌真	
長野県森林組合連合会	代表理事専務	高田 幸生	

オプサーバー	職名	氏名	備考
関東農政局長野県拠点	地方参事官	石野 浩三	